

## 口座を開設される個人のお客さまへのお願い

預金口座を悪用した詐欺等の金融犯罪が発生しており、売買・譲渡された口座が詐欺被害の受け皿口座と利用され、大きな社会的な問題となっております。

当金庫では、不正利用される口座の開設を未然に防止するため、口座を開設されるお客さまに以下の事項についてお願いしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 口座の開設は最寄りの店舗にてお手続きください

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近くのご利用に便利な店舗にてお手続きください。遠隔地の店舗をご希望の場合には、ご利用目的をお尋ねさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

### 2. ご本人確認のため、写真付の書類をご提示ください

ご本人さまであることを確認させていただくため、運転免許証、マイナンバーカードなどの写真付の書類をご提示ください。写真付でない本人確認書類をお持ちの場合には、公共料金領収書等の書類をご提示いただくなど、当金庫において必要と判断する方法により、ご本人さまの確認をさせていただきます。なお、日本国籍を保有せずに本邦に居住するお客さまにつきましては、在留資格・在留期間等の確認のため、在留カードもしくは特別永住者証明書をご提示ください。

また、別途、必要に応じてその他の公的書類をご提示いただく場合がございます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

### 3. 多数の口座を開設されることを遠慮ください

すでに当金庫に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数口座の開設をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

### 4. 第三者に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は法令で禁止されています。

犯罪収益移転防止法により、第三者による口座の利用や口座の譲渡は禁止されております。第三者による口座の利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。

また、当金庫は、口座の不正な開設・譲渡・利用に対して、金融機関として厳格に対応する方針です。

\*長期間利用されていない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するために、2021年4月1日以降に新規開設された口座について、最後のお預け入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預け入れまたは払戻しがない場合は、未利用口座管理手数料を引落としさせていただきます。

あなたの夢に、追い風を。

 浜松いわた信用金庫

2024年12月2日